

平成30年度 事務事業マネジメントシート

事業名	地球温暖化対策奨励事業			会計	款	項目	大専	小専
政策	02	2節	生活の豊かさを実感できる流山（生活環境の整備）	主管課	環境政策課			
施策	2-1	豊かで美しい生活環境の創造		主管課長	大島 尚文			

I 事務事業の目的・内容

事業目的	対象	太陽光発電設備や住宅用省エネルギー設備を設置する市民等	意図	設備設置を推奨することで、温室効果ガスの削減、地球温暖化の防止を図る。
事業内容	二酸化炭素の排出量削減に効果のある太陽光発電設備等の省エネルギー設備を市内の事業者（家庭用燃料電池システム及び電気自動車充電設備は市外の事業者も可）から購入設置した方に対して奨励金を交付し、省エネルギー設備の普及・拡大を図る。			
事業開始から現在までの状況変化	「流山市地球にやさしい住宅設備設置奨励事業実施規則」（6設備対象：平成23年3月廃止）。「流山市太陽光発電設備設置奨励金交付規則」（太陽光：平成23年4月～）。「流山市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付規則」（県費4設備：平成25年11月～。平成27年度太陽熱利用システムを追加）。「流山市集合住宅・事業所用太陽光発電設備設置奨励金交付規則」（平成29年4月～。集合住宅・事業所への補助を開始）。			

II 事務事業の実績・現状及び成果を表す指標の動きとコストの状況

指標	名称	平成28年度	平成29年度	平成30年度	単位	目標方向	算定式（成果指標の場合）
	①	奨励金交付実績（太陽光発電設備）	164	125	79	件	→→
②	補助金交付実績（省エネ住宅設備）	97	45	40	件	→→	
③							
④							
⑤							
⑥							

指標で表すことができない定性的な成果	地球温暖化対策への意識向上			目的に対する現状（客観的事実・データに基づく現在の状況や取組状況）			
事務事業のコスト	平成28年度	平成29年度	平成30年度	市内に存する住宅に、市内の事業者から未使用の省エネルギー設備を購入及び設置（家庭用燃料電池システム及び電気自動車充電設備は市外事業者でも可）したことを規則上の要件としている。また、平成29年度より集合住宅、事業所への太陽光発電設備設置に対する奨励事業を開始し、平成30年度は事業所1件、集合住宅2件の申請があった。			
事務事業の総コスト(a=b+c)	27,714,000	17,198,200	13,414,200				
事業費(b)(円)	23,595,000	13,171,000	9,459,000				
うち一般財源	9,614,200	8,661,800	5,679,000				
職員給与と費(c)(円)	4,119,000	4,027,200	3,955,200				
人役・職員(人)	0.60	0.60	0.60				
人役・再任用(人)							
人役・臨職(人)							
人役・嘱託(人)							
初期投資コスト(円)（建設又は取得年度のみ記入）							
想定耐用年数（年）（建設又は取得年度のみ記入）							

III 事務事業の評価、今後の方向性及び業務改善 <※主管課長記入>

(1) 事務事業についての評価及び今後の方向性

個別評価	必要性	今後の必要性	B 必要性は変わらない	有効性	目標達成度	B 達成できなかった
		市関与の必要性	A 市が担うべき	効率性	対象者の適切性	A 対象者は適切である
					コストの削減	A 削減の余地はない
総合評価	II 継続（事業を現状どおり継続すべき）					

(2) 事務事業の業務改善について

①H30当初の改善計画(Plan)	流山市太陽エネルギー活用センターと連携し、一層の普及拡大に努める。また、国・県の動向を注視し対応する必要がある。	③取組における課題(Check)	改正FIT法の施行と国の系統連系事務の遅れにより市民が不利益を被る可能性がある。売電価格の低下や固定価格買取制度の売電期間終了により蓄電・自家消費へシフトする可能性がある。
②H30に実施した取組(Do)	制度の周知を図るため市内事業者へ直接説明を行った。	④課題に対する今後(H31～)の改善計画(Action)	流山市太陽エネルギー活用センターと連携し一層の普及拡大に努める。また国・県の動向を注視し対応する必要がある。